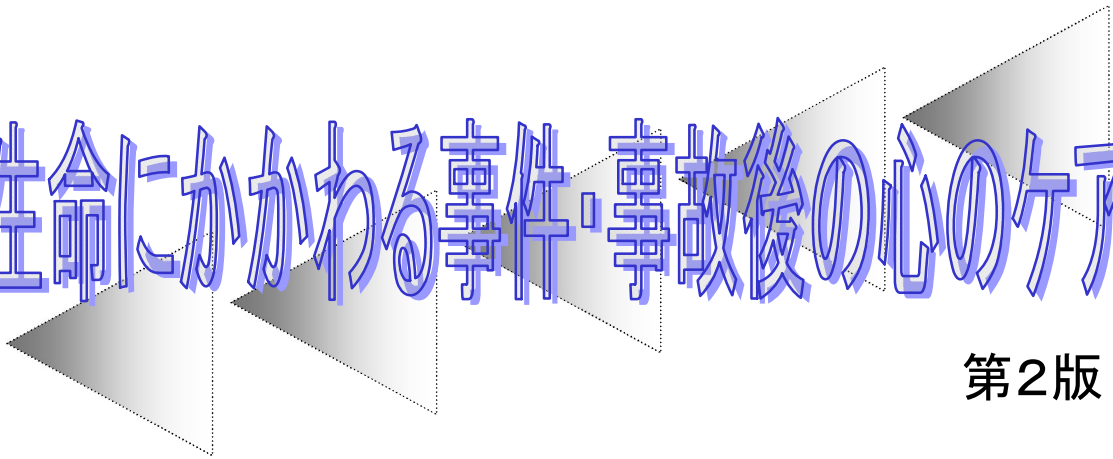




生命にかかわる事件・事故後の心のケア

第2版

学校の危機対応と緊急支援の在り方

平成18年3月

東京都教育相談センター

第 2 版 刊 行 に 当 た っ て

東京都教育相談センターでは、都内の小学校・中学校、高等学校の児童・生徒が自ら命を絶つという事件・事故への対応を、教育委員会及び学校から要請を受け行ってまいりました。その成果に基づき、児童・生徒、保護者及び教職員の「心のケア」を適切に実施するための「生命にかかわる事故後の心のケア」を平成16年5月に作成、配布しております。

その後、都内では遊んでいる最中の死亡事故、殺害事件、教職員の不祥事など、様々な事件・事故が起き、緊急支援を実施する中で、マニュアルの充実を図る必要性が高まり、今回第2版を作成するに至りました。

本冊子は、学校が危機に際してとるべき対応を示した「Ⅰ 学校の危機対応」編、教育相談機関等の外部機関が学校を支援する際の内容を示した「Ⅱ 緊急支援」編、事件・事故が起きた際に具体的に参考としていただくための「資料編」からなっています。活用にあたっては、個々の事件・事故や学校状況等に照らし合わせ、内容を柔軟に取捨選択していただきたいと思います。

また、本冊子は一つのモデルであり、完全なものではありませんが、十分に学校と相談しながら、主体的に対応しようとしている学校へ支援を行うことが必要であると考えています。

最も重要なことは、学校がすみやかに日常の生活を取り戻し、児童・生徒及び保護者に安心感を与えることです。

各区市町村教育委員会、学校及び都内教育相談機関の皆様方に参考にしていただければ幸いです。今後とも関係諸機関との密接な連携のもと、より適切な支援を展開してまいりますので、よろしくお願いいたします。

平成18年3月

東京都教育相談センター

目 次

第2版刊行に当たって

序

1 学校の危機	2
2 緊急支援の必要性	2
（図）学校の危機対応と東京都教育相談センターが行う緊急支援の流れ	3
（表）学校・東京都教育相談センターの動き	4

I 学校の危機対応 5

（1）事件・事故発生直後	6
（2）事件・事故発生後、一週間以内の時期	9
（3）事件・事故発生後、一週間程度経過した時期（初期対応終了時）	1 1
（4）事件・事故発生後、数週間経過及びそれ以降の時期（中・長期）	1 1

II 東京都教育相談センターの行う緊急支援 1 3

（1）支援要請を受理した直後	1 4
（2）支援開始後、一週間以内の時期	1 8
（3）支援開始後、一週間程度経過した時期（初期対応終了時）	2 2
（4）支援開始後、数週間経過及びそれ以降の時期（中・長期）	2 3

資 料 2 4 ～ 4 0

序

1 学校の危機

「危機状態」とは、米国のキャプラン（C a p l a n, G）によって「人生上の重要目標が達成されるのを妨げられる事態に直面した時、習慣的な課題解決法をまず始めに用いてその事態を解決しようとするが、それでも克服できない結果発生する状態である」と定義されている。「危機状態」では、通常平衡を保っていた心を揺さぶる事態（難問発生状況）が発生し、脅威、喪失、挑戦のいずれかの形で人に迫ってくるという。

学校では、自然災害、児童・生徒の自殺、殺傷（害）事件、教職員の不祥事などの突発的な出来事が起きると、児童・生徒、保護者、教職員は大きな衝撃を受ける。また、出来事についてのうわさ等情報の混乱が起きる場合もある。このような中で、学校は、当該児童・生徒、当該家族への対応、児童・生徒や保護者への周知・対応、マスコミ対応など、通常にはない様々な動きを求められる

まさに、個人の精神的混乱状態と学校という組織全体の混乱状態が重層した状況といえる。

2 緊急支援の必要性

学校では、児童・生徒、保護者、教職員の「心の安定」、授業や部活動、学校行事の再開など「日常性の回復」を求めて、こうした状況乗り越えなくてはならない。

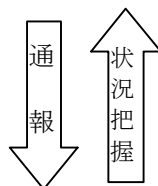
事件・事故に遭遇すると、児童・生徒、保護者、教職員の身体的・心理的・行動的側面には様々な反応が起きる可能性がある。これらは、急性ストレス反応（症状）と呼ばれるが、正常な反応であり、適切に対応すれば、次第に沈静化し、大半の人は回復していく。しかし、適切な対応がなされなければ、P T S D（外傷後ストレス障害）に陥り、長期にわたって大きな影響を残したり、事件・事故をきっかけに元々抱えていた心的課題が顕在化して困難な状況を生じる場合もある。

特に、身近に自殺を経験すると、後追い自殺（群発自殺）を引き起こすことが懸念される。早期に特別な配慮を要する児童・生徒を把握し、個別ケア・治療の必要性を見極め、専門機関につなぐ必要もある。

このような目的のために、外部機関から緊急に支援を行うことが必要になってくる。緊急支援は学校の危機状況を見極め、児童・生徒、保護者、教職員に「心のケア」を行うことにより、二次的被害を食い止め、機能不全を起こした学校が機能を回復し、日常性を取り戻していくよう、学校を後方から支えることを目指すものである。

学校の危機対応と東京都教育相談センターが行う緊急支援の流れ

児童・生徒の生命にかかわる
事件・事故の発生



都立学校

区市町村立小・中学校

学校経営支援センター
教育庁指導部

事故報告



事故対応の
指導・助言



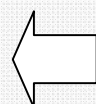
教育活動の早期の日常化を目指して

- 事件・事故状況の把握
- 遺族への対応
- 教職員間の情報の共有化
- 危機対応チームの編成
- 配慮を要する児童・生徒の把握
- 児童・生徒への指導
- 児童・生徒への「心のケアのプログラム」の実施
- 保護者、地域への説明
- 警察との対応
- 報道機関等への対応

事故報告



事故対応の
指導・助言



区市町村教育委員会

区市町村立教育相談所室

緊急支援要請

緊急支援要請

緊急支援

緊急支援要請

支援状況
連絡・報告

協働

協働

支援状況
連絡・報告

東京都教育相談センター

児童・生徒の心のケアを図るための緊急支援体制

- 所員の学校への派遣による状況把握、緊急支援計画の作成
- 心理専門職（所員、アドバイザースタッフ専門家）の派遣
- 「心のケアのプログラム」の実施
- 児童・生徒の個人面接、個人カウンセリングの実施
- 教職員からの相談への対応、個人カウンセリングの実施
- スクールカウンセラーへの支援

（注）「アドバイザースタッフ専門家」とは東京都教育相談センターが委嘱する臨床心理士等をいう

学 校 の 危 機 対 応

東京都教育相談センター の行う緊急支援

【教職員の対応】

- ①情報収集と教育委員会等への連絡
- ②危機対応チームの編成
- ③緊急職員会議の開催
- ④遺族への対応
- ⑤外部の教育相談機関への「心のケア」の支援要請
- ⑥報道機関への対応

【児童・生徒への対応】

- ①全校児童・生徒への周知と指導
- ②関係児童・生徒からの情報収集

【保護者等への対応】

- ①事件・事故の周知

事件・事故発生直後

支援要請受理直後

- ①緊急支援チームの編成
- ②緊急支援チームの学校への派遣
- ③学校との情報の整理と共有化
- ④児童・生徒への周知についての検討
- ⑤保護者会の実施についての検討
- ⑥遺族の状況、かかわり方の確認
- ⑦児童・生徒全体の状態把握
- ⑧配慮を要する児童・生徒の把握
- ⑨児童・生徒の「心のケアのプログラム」の提示
- ⑩全教職員への心理教育的助言
- ⑪当該学年・関係教職員との打ち合わせ
- ⑫必要な人材の確保
- ⑬今後の打ち合わせ会の確認

【教職員の対応】

- ①児童・生徒の「心のケアのプログラム」に向けた準備
- ②通夜・告別式への参列、引率準備
- ③教職員の「心身のケア」

【児童・生徒への対応】

- ①児童・生徒の状況把握
- ②「心のケアのプログラム」の実施
- ③通夜・告別式への児童・生徒の引率

【保護者等への対応】

- ①緊急保護者会の開催
- ②地域への説明会等の開催
(臨時学校運営連絡協議会等)

発生後一週間以内

支援開始後一週間以内

【児童・生徒への支援】

- ①児童・生徒への「心のケアのプログラム」の実施

【教職員への支援】

- ①関係の深かった教職員に対するカウンセリング
- ②希望者への個人カウンセリング

【保護者への支援】

- ①希望者の個人カウンセリング
- ②学校に対する要望等の受け止め

発生後一週

一週間経過

- ①児童・生徒全体の状況確認
- ②配慮を要する児童・生徒の確認と「心のケア」

- ①児童・生徒全体の状況の確認
- ②特に配慮を要する児童・生徒の確認
- ③配慮を要する教職員の確認
- ④配慮を要する保護者の確認

中・長期

中・長期

- ①校内教育相談体制の充実
- ②保護者向け講演会及び学級懇談会等の実施
- ③1か月、3か月、6か月後の児童・生徒、教職員の状況把握
- ④遺族への対応

- ①保護者及び教職員対象の講演会等の実施の協力
- ②1か月、3か月、6か月後の児童・生徒、教職員の状況把握
- ③遺族の希望による外部の相談機関の紹介

I 学校の危機対応

I 学校の危機対応

ここでは、学校の危機対応について

- (1) 事件・事故発生直後
- (2) 事件・事故発生後、一週間以内の時期
- (3) 事件・事故発生後、一週間程度経過した時期（初期対応終了時）
- (4) 事件・事故発生後、数週間経過及びそれ以降の時期（中・長期）

の四期に分け、必要と考えられる対応例を示した。

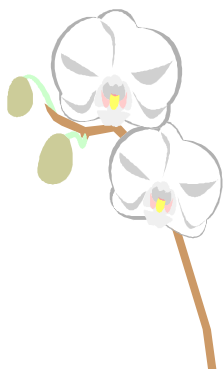
学校が危機に直面した場合、その対応に当たっては児童・生徒、保護者、地域や外部機関と日常的にどのようにかかわりをもっているかが大きな鍵となることが多い。したがって、日頃から危機に備えた関係を構築しておくことが重要である。

事件・事故発生時には校長のリーダーシップの下に情報を的確に把握し、全教職員が一致協力して取り組んでいく必要がある。



また、管理職は、

- ・冷静に穏やかに、関係者の気持ちの揺らぎや高ぶりを受け止める姿勢で臨む。
- ・危機対応チームの編成に当たり、最も機動性を発揮できる体制を組み、情報収集を行う。
- ・対応窓口を一本化する。
- ・学校運営連絡協議会などの支援組織（民生・児童委員、自治会等）を活用し、教育委員会の指導・助言を受ける。



ことなどを念頭において、取り組むが必要になる。

(1) 事件・事故発生直後

【教職員の対応】

① 情報収集と教育委員会等への連絡

- 校長は、教育委員会へ事件・事故の内容を至急連絡する。第一報に引き続き事件・事故の状況を整理し、教育委員会へ随時、報告する。
- 校長は、教職員へ事件・事故の発生をすみやかに伝え、校内での対応のため、全教職員を召集する。
- 可能な限り、各機関を通して情報を収集する。
(例) 事件・事故発生現場の状況、病院・所轄警察署からの情報など
- 時系列で対応の状況を記録する教職員を決める。
- 情報の窓口を一本化する。

記録の際の 留意点

- ・ 時系列の記録は、日時・発信者名・受信者名、その時の対応内容等を記入する。
- ・ 内容は、保護者会や報道機関との対応に必要な情報となるため、簡潔明瞭に記録する。
- ・ 一人一人の教職員に対しても、時系列でメモを取ることを指示し、打ち合わせの際に情報交換する。

② 危機対応チームの編成

- 校長は、主幹、当該学年主任などを早急に集め、危機対応チームを編成する。
危機対応チームは、危機発生時、事態の収拾のために、校長を中心として、緊急に編成される組織である。

危機対応チーム 編成の際の留意点

- ・ 校長、副校長、事務長、主幹、養護教諭、当該学年主任、教育相談担当などで構成する。
- ・ スクールカウンセラーが配置されている学校は、可能な限りスクールカウンセラーの参加を求める。担任の参加については、状況を考慮しながら決定する。

③ 緊急職員会議の開催

- 事件・事故の情報、それまでの対応などを整理し、教職員の共通理解を図るとともに、その後の学校体制について確認する。
また、状況の変化があった際には、校長は、随時必要な教職員を招集し、新たに情報を交換するとともに、適切な対応を指示する。

緊急職員会議の 内容と留意点

- ・ 事件・事故の正確な情報の共有化と、児童・生徒、保護者等に対する学校側の統一した見解を打ち合わせる。
- ・ 今後の対応の役割分担（危機対応上の役割）を行う。
- ・ 授業や行事は可能な限り通常通り行うようにする。
- ・ 必要に応じて、教務担当が、臨時の学級活動や集会のための時程の検討を行い、周知する。

④ 遺族への対応

- 遺族に対して、学校として可能な限りの援助を行うことを申し出る。

対応の留意点

- ・遺族との連絡担当者(担任・学年主任・副校長等)を決める。
- ・連絡担当者は、校長の指示の下、事件・事故発生後、遺族と早目に連絡をとり、状況把握する。しかし、発生直後は、遺族は精神的に強いショックを受けていることを十分に配慮し、事実関係を無理に聞こうとすることなどは避ける。
- ・適宜、学校の対応を伝える。
- ・全校集会や緊急保護者会等の開催、事件・事故の説明内容・方法、訃報(葬儀日程を含む)の周知等については、事前に遺族の意向を確認する。

⑤ 外部の教育相談機関への「心のケア」の支援要請

- 児童・生徒の心のケアのため、危機対応チームは外部の心理専門職(以下「心理職」という)の要請を検討し、教育委員会と協議の上、必要に応じ教育相談機関(東京都教育相談センター及び、地域の教育相談機関)へ派遣を要請する。

⑥ 報道機関への対応

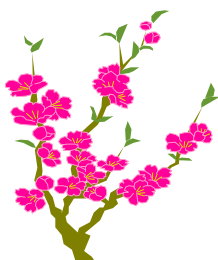
- 対応が必要な場合は、誠実な対応を心がける。窓口は一本化し、管理職が対応する。
- 対応内容を教育委員会に報告する。

<記者会見が必要な場合>

- ・会見の日時と場所を指定し、玄関などに会見の実施時間・場所を掲示する。
- ・発表内容について事前に警察など関係諸機関との確認を行う。
- ・校長が会見を行い、副校長等が進行担当者(司会)を務める。
- ・それまでの経過の記録に基づいて状況を整理し、個人情報に留意しながら、あらゆる質問を想定し、教育委員会の指導・助言を受けた内容を発表する。

会見上の留意点

- ・事件・事故の内容と対応経過を丁寧に伝える。
- ・個人情報に配慮しながら、確認された事実に対しては、簡潔明瞭に答える。
- ・あいまいな点や個人のプライバシーに関することは、回答を明確に断る。
- ・二次的な被害を起こさないために児童・生徒へ直接取材、報道についての配慮を報道機関に要請依頼する。



【児童・生徒への対応】

① 全校児童・生徒への周知と指導

- 事件・事故について伝達する内容については、危機対応チームで情報を整理し、内容を確認する。
- 事件・事故について伝達する内容や方法について、校長が教育委員会の指導・助言を受けた上で、教職員へ周知する。

周知の際の留意点



- ・すべての教職員が、全校児童・生徒に対して同じ内容を伝える。
- ・全校児童・生徒に伝える内容や表現は、事前に遺族の意向を確認する。
- ・周知には学級、学年単位と全校集会で行う方法がある。学級、学年単位で行う場合には、教師が同じ内容を伝えること、全校集会の場合は、大集団での児童・生徒への過激な反応への対応に配慮が必要である。
- ・事件・事故の原因を追及したり、子ども同士が互いを責め合うような状況を作らないよう配慮する。
- ・遺族の気持ちに十分配慮し、無責任な伝聞等が流れないように配慮する。

② 関係児童・生徒からの情報収集

（関係児童・生徒とは当該の児童・生徒と関係が深かった児童・生徒のことを示す。）

- 児童・生徒の発達段階によって、「事件・事故」に対しての受け止め方が異なることに配慮しながら状態把握を行う。
- 児童・生徒の自殺は周囲に二次的被害をもたらす可能性が高いので、短時間で簡潔に話を聞くように配慮する。
- 児童・生徒が自分の思いを素直に表現できるような雰囲気の中で対応する。

【保護者等への対応】

① 事件・事故の周知

- 緊急にPTA役員会等を開き、事件・事故の事実を伝え、PTAとしての協力体制を依頼する。
- 「保護者向け事件・事故の通知文」等（p. 24～p. 26 参照）の内容で、事件・事故の事実とそれ以後の学校の対応（家庭での対応方法、緊急の保護者会の開催、「心のケアのプログラム」の実施等）を全保護者に通知する。

通知する際の留意点

- ・家庭におけるサポートや話し合いの大切さにふれ、協力を要請する。
- ・心理職による学校における「心のケア」の体制について通知し、今後の学校における「心のケア」の有効性、予定や手続きの方法等を記載する。

(2) 事件・事故発生後、一週間以内の時期

【教職員の対応】

① 児童・生徒の「心のケアのプログラム」に向けた準備

- 緊急支援チーム（東京都教育相談センターの心理職及び指導主事で構成）が派遣された場合、危機対応チームは緊急支援チームと情報交換を行う。今後の対応スケジュール、児童・生徒の状況把握、教職員への助言などについて打ち合わせを行う。特に、配慮を要する児童・生徒の状況や人間関係については詳細に状況を把握する。

（p. 16、p. 31 参照）

- 児童・生徒や地域の状況について、関係教職員が情報交換を通して、緊急支援チームとともに経過を整理し、その対応について全教職員で共通理解を図る。また、事件・事故後のストレス反応について、心理職から助言を得る。

心理職からの助言

- ・強いストレスを体験した際の一般的な反応について（p. 13 参照）
- ・「心のケアのプログラム」の具体的な内容説明と実施方法について（p. 18～p. 20 参照）

② 通夜・告別式への参列、引率準備

- 教職員や児童・生徒の葬儀への参列については、事前に遺族の意向を聞くとともに、参列する児童・生徒の保護者の了解を得る。
- 参列に際して、児童・生徒に対して指導する。（お別れの言葉、マナーなど）
- 学校での児童・生徒の状況によっては、遺族の意向に配慮しながら、お別れ会などの儀式を行う場合もある。

③ 教職員の「心身のケア」

- 教職員が事件・事故の対応で本人が感じている以上に疲労しているので、管理職は、休息の時間を設けたり、希望に応じ、心理職によるカウンセリングを行うことも考慮する。

【児童・生徒への対応】

① 児童・生徒の状況把握

- 朝の学級活動等で児童・生徒の出席状況や健康状況等を丁寧に観察し、養護教諭やスクールカウンセラー等と連絡を取り合うとともに、状況を学年で把握し、危機対応チームへ報告する。
- 様子が気になる児童・生徒については、担任や副担任と養護教諭等で丁寧に対応する。欠席している児童・生徒については、保護者と毎朝連絡をとり、状況の確認を行う。

② 「心のケアのプログラム」の実施

- 養護教諭やスクールカウンセラーが担任と連絡を取り合い、一人一人の子どもの状況を把握できるよう情報交換を行う。

- 混乱した児童・生徒がいる場合、その家庭と連絡を取り、保護者に対しても個人面接や家庭訪問などの支援を行う。
- 危機対応チームは、配慮を要する児童・生徒を把握し、児童・生徒数、氏名をリストアップして集約する。（p. 16、p. 31 参照）
- 担任、スクールカウンセラー、養護教諭、心理職等は、「心と身体の健康調査」及び「個人面接」を行いながら、特に配慮の必要な児童・生徒を見極め、危機対応チームに伝える。（p. 18～p. 20 参照）

③ 通夜・告別式への児童・生徒の引率

- 遺族の意向に配慮し、児童・生徒を引率する。引率の際、児童・生徒の状況を注意深く見守る。
- 通夜・告別式の場合は、精神的に強い衝撃を受ける児童・生徒がいることも考慮し、緊急事態に対応できる体制を検討しておく。

【保護者等への対応】

① 緊急保護者会の開催

- 校長は、教育委員会の指導・助言を受けるとともに、緊急支援チームにも助言を受け、内容を確認する。

進行上の留意点

- ・司会者、会場準備等の担当教員を決めておく。
- ・危機対応チームで保護者に伝える内容を確認しておく。
- ・校長は、事実を明確に伝える。
- ・保護者の要望などについても意見を聞く。
- ・報道関係者に対する体制を整える。

保護者会の内容

1 事件・事故の概要

2 緊急事態のストレス反応（p. 13 参照）

自然な反応であり、大半の子どもは回復してくるが、回復には、個人差があることを伝える。

3 家庭での子どもへのかかわり方

- ・子どもの様子をよく観察する。
- ・子どもが話し始めたら、話をよく聴く。
- ・身体の不調や落ち込んだ様子が見られたら、無理をさせない。
- ・心配なことがあったら、学校に伝える。

4 学校の取組

- ・外部の専門家が、教職員との協力の下に、「心のケアのプログラム」を実施することを伝える。
- ・「心と身体の健康調査」や「個人面接」を行い、必要によっては「個人カウンセリング」を行うこと（実施者、実施する内容、期間等）を伝える。
- ・希望する保護者には専門家の「個人カウンセリング」が受けられることを伝える。

② 地域への説明会等の開催（臨時学校運営連絡協議会等）

- 地域の関係者（学校運営連絡協議員等）を招集し、事実報告と協力の要請を行う。

（３）事件・事故発生後、一週間程度経過した時期（初期対応終了）

① 児童・生徒全体の状況確認

- 児童・生徒の様子を全教職員で把握する。特に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、当該部活動の顧問等は、授業の参加状況や児童・生徒の人間関係の変化、保健室の利用の仕方等の変化、部活動への参加状況等に留意するとともに、その状況を把握し、学年会及び職員会議等で報告を行う。

② 特に配慮を要する児童・生徒の確認と「心のケア」

- 東京都教育相談センターが行う「心のケアのプログラム」が終了した後、特に配慮を要する児童・生徒に対しては、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が中心となって様子を見守り、状況に応じて対応する。また、必要に応じて東京都教育相談センターをはじめ教育相談機関等と連携を図り、紹介する場合もある。
- 教育相談機関の電話相談体制の情報も提供をする。

（４）事件・事故発生後、数週間経過及びそれ以降の時期（中・長期）

① 校内教育相談体制の充実

- 教育相談担当の教職員が中心となり、スクールカウンセラーや養護教諭と連携をとりながら、児童・生徒の状況把握を行う。
- スクールカウンセラーや心理職などに依頼し、教育相談などに関する校内研修会を行う。

② 保護者向け講演会及び学級懇談会等の実施

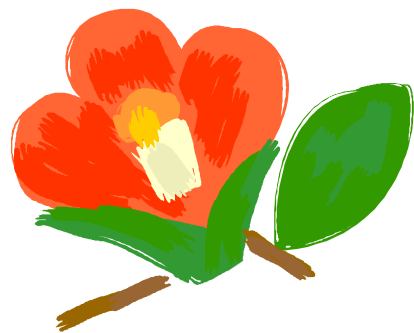
- 事件・事故後、落ち着きを取り戻してから、「児童・生徒理解」などのテーマで、保護者向けに講演会を実施することも必要である。
- 適切な時期に当該の学年全体で学級懇談会を開き、それまでの経過について報告を行うとともに、今後の協力を要請する。内容については、遺族に必ず確認する。

③ １か月、３か月、６か月後の児童・生徒、教職員の状況把握

- 事件・事故後、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が、１か月、３か月、６か月後の児童・生徒、教職員の様子について把握し、全教職員で共通理解を図る。必要に応じて、教育相談機関に支援を求める。
- 長期休業中においては、担任による個人面接や学年集会等を行い、児童・生徒の状況を把握し、必要に応じて教育委員会へ報告する。

④ 遺族への対応

- 遺族が「心のケア」を望んだ場合は、学校はその意向を汲み、必要に応じて教育相談機関、専門機関などを紹介する。
- 学校は、事件・事故発生直後だけでなく、中・長期にわたってかかわるようにする。



Ⅱ 東京都教育相談センター の行う緊急支援

Ⅱ 東京都教育相談センターの行う緊急支援

＜東京都教育相談センターが行う緊急支援の目的＞

学校において事件・事故が発生すると、その衝撃から子どもを含め、教職員、保護者は身体面、感情面、認知面、行動面に様々な反応が起きる。これは誰にでも起こりうる緊急事態のストレス反応であり、大半は自然に回復していくが、適切な対応がなされなければ、外傷後ストレス障害（PTSD p. 39 参照）を引き起こす可能性があると言われている。

特に、身近に自殺を経験すると自ら命を断つという死への恐怖感が薄らぎ、何らかの悩みをもっていたり、死を希求している子どもの中に後追い自殺（群発自殺）を起こす場合もある。

このような二次的被害をくい止め、学校の機能を回復させ日常性を取り戻すため、児童・生徒、保護者、教職員に「心のケア」を行うことが東京都教育相談センターの緊急支援の目的である。

緊急事態のストレス反応とは、

- ①身体面： 睡眠障害、食欲不振、胃腸障害、めまい、動悸
- ②感情面： 不安感、恐怖感、無感動、悲しみ、無力感、自責感
- ③認知面： 記憶力の低下、集中力の障害、思考力の混乱
- ④行動面： 口数が減る、活動レベルの変化、退行現象、ひきこもり

「群発自殺」とは、自殺が単独で生じるばかりでなく、時に複数の人々による自殺が起きることがあり、この現象は群発自殺（clustered suicide）と呼ばれている。群発自殺には、連鎖自殺（狭義の群発自殺）、集団自殺、自殺名所での自殺等が含まれるが、これらが複雑に組み合わせあって生じる場合もある。

（高橋 祥友著 「群発自殺」1998 中公新書）

以下、東京都教育相談センターが行う緊急支援を

- (1) 支援要請を受理した直後
- (2) 支援開始後、一週間以内の時期
- (3) 支援開始後、一週間程度経過した時期（初期対応終了時）
- (4) 支援開始後、数週間経過及びそれ以降の時期（中・長期）

の四期に分けて、その支援内容を示す。

(1) 支援要請を受理した直後

① 緊急支援チームの編成

- 教育委員会あるいは学校から緊急支援の要請を受けた場合には、東京都教育相談センター（以下センターとする）では緊急支援チームを編成する。
- 緊急支援チームは、センターの指導主事と心理職で構成し、依頼内容、事件・事故の概要（日時、場所、当該児童・生徒の氏名、性別、年齢、事件・事故の状況）、これまでの学校の対応の経過、教育委員会の対応の経過、学校の状況（学校規模、スクールカウンセラーの存在の有無）、事件・事故発生日から要請のあった日までの時間の経過等について、現時点での情報を整理する。

② 緊急支援チームの学校への派遣

- 緊急支援チームのメンバーは学校に赴き、学校が事件・事故で混乱している状況に配慮しながら、事件・事故の状況やその後の学校の対応について管理職から聞き取る。
- センターが学校に、緊急支援の目的や、約一週間をめどに活動を行うこと等を伝える
- センターは緊急支援の全行程を当該教育委員会及び教育相談所（室）の職員等と協働して行うことを確認する。（当該教育委員会の活動内容について p. 32、p.33 参照）

③ 学校との情報の整理と共有化

- 危機対応チームが編成されていない場合は、学校が体制づくりをする必要があることを助言する。その際、メンバーの役割分担や、センターとの連絡・調整役を確認する。
- 危機対応チーム（p. 6 参照）と話し合い、以下のような情報を収集する。

情報収集の内容

- 1 事件・事故の概要
 - (1) 事件・事故の状況
 - (2) 当該児童・生徒の特徴
 - (3) それまでの経緯
 - ・ 事前にサインがあったかどうか
 - ・ それまでの学校の対応の経過
 - (4) 当該児童・生徒とかかわりの深い教職員（関係教職員）
 - (5) 当該児童・生徒とかかわりの深い児童・生徒（関係児童・生徒）
- 2 遺族の状況とかかわり
 - 遺族の状況とそれまでの学校のかかわりについて
- 3 学校の状況
 - (1) 学校規模・組織・運営
 - (2) 今までの類似の事件・事故の経験と対応
 - (3) スクールカウンセラー等の存在の有無と協力体制の可能性

4 事件・事故後の様子

- (1) 事件・事故後の学校の対応
- (2) 事件・事故後の児童・生徒の全体の様子
- (3) 事件・事故後の保護者の様子
- (4) 事件・事故後の地域の様子

5 教育委員会の対応

6 地域の関係機関の協力体制の状況

- (1) 当該地区の教育相談機関の状況、地域のスクールカウンセラー等の状況
- (2) 児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、保健所の状況

④ 児童・生徒への周知についての検討

- 児童・生徒への事件・事故の周知がなされていない場合には、その内容や方法等を検討する。その際の留意事項について説明する。（p. 8 参照）

⑤ 保護者会の実施についての検討

- 緊急保護者会の実施に向けて、学校として配慮することを検討する。その際、危機状況に生じるストレス反応及び家庭での子どものかかわり方等の内容を提示し、検討する。（p. 10 参照）

⑥ 遺族の状況、かかわり方の確認

- 生命にかかわる事件・事故の場合、遺族は大きな悲しみや混乱を抱えている。学校は、遺族の心情を受け止め、誠実に対応することが必要である。その上で、通夜・葬儀に関して、どのように執り行うか確認し、児童・生徒、教職員、保護者の参列は遺族の意向に添うことを伝える。

⑦ 児童・生徒全体の状態把握

- 事件・事故について、児童・生徒が知った際、衝撃のため様々な反応が見られる。その様子を観察し、危機対応チームに伝えるとともに、児童・生徒の変化を教職員間で共有することが大切であると助言する。
- 児童・生徒は、事件・事故を知った後、当該児童・生徒と関係が深かった児童・生徒を責めたり、攻撃したりする場合がある。また、事実と異なっただけのうわさをたてたり、吹聴したりする場合もある。教職員が学校全体の児童・生徒の動きや変化を把握し、検討する。
- 各学級担任は、児童・生徒が原因探しをしたり、責め合ったり、うわさを流したりしないように児童・生徒を指導することを助言する。

⑧ 配慮を要する児童・生徒の把握

現時点で、配慮が必要と考えられる児童・生徒を把握する。

- 当該児童・生徒と関係が深かった児童・生徒

関係が深かった
児童・生徒

- ・ 学年・学級
- ・ 部活動
- ・ 委員会、生徒会活動
- ・ 習い事や地域でのつながり など

- 事件・事故が発生する以前から、何らかの悩みや、症状をもっている児童・生徒
当該児童・生徒と関係が深くなくても、衝撃を受けやすいと考えられる。

悩みを抱えている
児童・生徒

- ・ 事故の以前から、何らかの悩みで養護教諭やスクールカウンセラーに相談している。
- ・ リストカットや自殺企図歴がある。
- ・ 身近な人を亡くした経験がある。
- ・ うつ傾向がある など

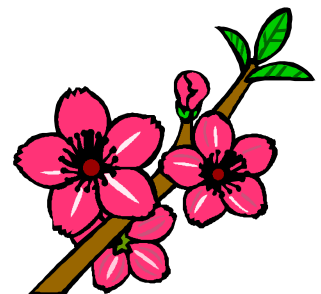
- 現在すでに激しい症状が見られている者、事件・事故を知った後に欠席するようになった者、いつもと異なる行動をする児童・生徒

現在、症状の著しい状態を示す
児童・生徒

- ・ 現在、すでに激しい反応を示し、教室に入れない。
- ・ 体調不良を訴え、保健室に居続ける。
- ・ 事故を知った後に、登校できなくなっている。

⑨ 児童・生徒の「心のケアのプログラム」の提示

- それまでに得た情報を基に、センターは事件・事故が与えるであろう影響の広がりや深さについての危機状況の見立てを行う。その上で児童・生徒の「心のケアのプログラム」(P. 18～p. 20 参照)を学校に提示する。その際、事件・事故の内容にもよるが、危惧される児童・生徒への影響を伝える。



⑩ 全教職員への心理教育的助言

- 全教職員に対して、センターの所員は教職員が受けた衝撃に配慮するとともに、緊急支援を行うことを伝える。緊急支援に入る者は、学校に安心感を与え、信頼感を得られる態度を心がける。
- 児童・生徒・保護者・教職員等、衝撃的な事件・事故に遭遇した人は誰しも様々な反応（p. 13 参照）を起こすこと、それは、正常な反応であること、適切に対応すれば、大半は回復すること、無理せずに信頼出来る人に表現が出来る機会をもつこと、自分なりのストレス解消法を見つけること等を説明する。
- 児童・生徒の「心のケアのプログラム」の実施について説明する。
- 教職員の中でも、様々な反応・症状が出るので、希望者には、カウンセリングを行えることを伝える。質疑応答の時間は十分とり、教職員の不安を受け止める。
- 児童・生徒や保護者からの質問に対しては、うわさ等を防ぐためにも、一致した対応をすることが望ましいこと等を伝える。

⑪ 当該学年・関係教職員との打ち合わせ

- 特に当該学年及び部活動の顧問など、関係教職員については、打ち合わせを行う。そこでは、「心のケアのプログラム」の中の「心と身体健康調査」「個人面接」の際の留意事項等について説明する。（p. 18～p. 20 参照）
- 児童・生徒が事件・事故を知った後のクラスの様子、心配な児童・生徒の様子を聞き取る。その中で、教職員の事件・事故に対する気持ちを受け止める。特に、当該クラスの教職員は、その衝撃は著しい場合が多いので、児童・生徒の「個人面接」が難しい場合、副担任や他の教職員が行うか、それも難しい場合は外部の心理職が行うことを伝える。

⑫ 必要な人材の確保

- 「心のケアのプログラム」を実施するための必要な人材として、センター所員やアドバイザースタッフ（専門家）* を確保する。
- 区市町村においては、当該の教育相談機関の心理職や臨時のスクールカウンセラー等の確保を検討する。

*アドバイザースタッフ（専門家）とは、東京都教育相談センターが委嘱する臨床心理士等をいう。

⑬ 今後の打ち合わせ会の確認

- 学校での児童・生徒の様子、「心のケア」を行った児童・生徒の様子、児童・生徒への対応について情報を共有し、翌日の予定の確認を含めて、打ち合わせ会を行うことを確認する。
- 「心のケアのプログラム」実施中は、学校の危機対応チーム、センターの緊急支援チーム（所員、アドバイザースタッフ）、当該教育委員会及び教育相談所（室）の職員等で、毎日行う。

（２）支援開始後、一週間以内の時期

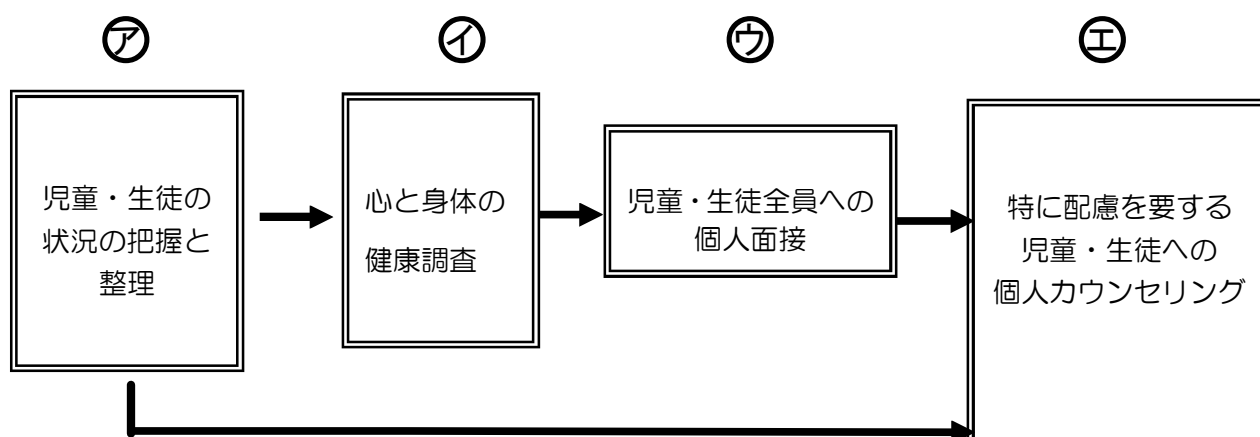
【児童・生徒への支援】

○児童・生徒の「心のケアのプログラム」を以下のように実施する。

心のケアのプログラム

- 基本的な流れ：
- ㉠ 児童・生徒の状況の把握と整理
 - ㉡ 「心と身体健康調査」の実施
 - ㉢ 児童・生徒全員への個人面接
 - ㉣ 特に配慮を要する児童・生徒への個人カウンセリング

しかし、事件・事故が発生した時期が長期の休暇中、入試期間中など、児童・生徒に一堂に周知することができない場合、また児童・生徒の自殺・殺害などで、関係者の中に二次的被害の危険性が明らかに存在する者や、すでに現在著しい症状が出ている者など、㉠から直接㉣を実施することもある。



㊦ 児童・生徒の状況の把握と整理

面接実施前の準備段階として、配慮を要する児童・生徒の情報を整理する。（p. 16 参照）

- ◇関係の深かった児童・生徒：当該児童・生徒に深くかかわっていた児童・生徒で、最も衝撃を受けると考えられる者。
- ◇悩みを抱えている児童・生徒：リストカットや不登校等で養護教諭やスクールカウンセラーに相談しており、事件・事故の衝撃を受けやすいと考えられる者。
- ◇現在、症状が著しい児童・生徒：事件・事故を知った段階で、体調不良を訴え、教室に入れずに保健室に行き、すでに個人的ケアが必要とされる者。また通常とは異なった状態を示す者。

㊧ 心と身体健康調査（p. 28、p. 29 参照）

事件・事故が起き、児童・生徒に周知がなされ、2～3日後、「心と身体健康調査」を行う。

実施者：教職員

導 入（例）：「今回、つらい出来事が起きました。このようなことに会おうと、誰もが身体や心に変化が起こります。これは正常な（普通の）ことで、いずれ回復していきますが、回復には個人差があります。今のあなたの様子を教えてください」

結果の集計：集計は心理職が迅速に行い、結果については、個人面接を行う教職員に伝える。

「はい」の回答が多い者に注目するとともに、自由記述欄の内容及び、記述の筆圧等を加味する。すべて「いいえ」に回答する者等も調査自体への抵抗を表している場合もあるので注目する。健康調査はあくまで目安であり、個人面接の資料と考える。

㊨ 児童・生徒全員への個人面接（p. 30 参照）

事件・事故が起きた状況や学校の状況に応じて、面接の形態と実施者を決定するが、可能な限り、児童・生徒全員への個人面接を行う。

◇目的

1. 児童・生徒に表現する機会を与え、その表現を受け止めることにより衝撃を和らげる。
2. 特に配慮を要する児童・生徒を把握する。
3. 学校として安心感を与え、教職員と児童・生徒との絆を作る。

◇実施者：教職員

*担任が行うことが望ましいが、担任自身の衝撃が激しく実施することが難しい場合は、副担任や養護教諭、スクールカウンセラーが行う。また、当該校の教職員もスクールカウンセラーも難しい場合は、外部の心理職が行う。

◇時 間：10分程度

特に配慮が必要とされた児童・生徒は、「個人カウンセリング」に引き継いでいく。

全員への個人面接の際の留意点

- 1 全員に個人面接をする場合、児童・生徒の状況の把握や「心と身体の健康調査」の結果から、緊急性を要する児童・生徒から行うなどの配慮をし、面接をする順番を決定する。
- 2 児童・生徒が「事件・事故をどのように受け止めたか」「今どのような気持ちなのか」を共感的に聴き、各々の悲嘆の反応を受け止める。
- 3 辛い思いを思い出したくない児童・生徒もいるので、そのような時には、無理に言語化させず、「話したくなったら、また声をかけてね」ととどめる。
- 4 児童・生徒が受け取っている明らかに間違った情報については共通に確認されていることを伝えて修正する。学校への疑問や他の児童・生徒の非難や批判ができる場合もある。無理に言い訳や弁護はしないで「あなたはそう受け取っているんだ」ととどめる。
- 5 「心と身体の健康調査」の結果から、現状の状態を確認し、「眠れなくなったり、不安になったりするのは、普通のことであること、そして次第に回復してくること」を伝え、不安や辛さ、怖さが続くようであれば、担任、養護教諭やスクールカウンセラーに申し出ることを伝える。
- 6 個人面接の中で、心理的な衝撃を強く受けているように感じた場合は、特に配慮を要する児童・生徒として、個人カウンセリングに引き継ぐ。

㊦ 特に配慮を要する児童・生徒への個人カウンセリング

児童・生徒の状況の情報及び「心と身体の健康調査」及び「個人面接」から抽出された特に配慮を要する児童・生徒に対しては、「個人カウンセリング」を行う。教職員が特に配慮を要する児童・生徒として、面接者につなげる。

実施者：外部の心理職

時 間：30分～40分程度（児童・生徒の状況による）

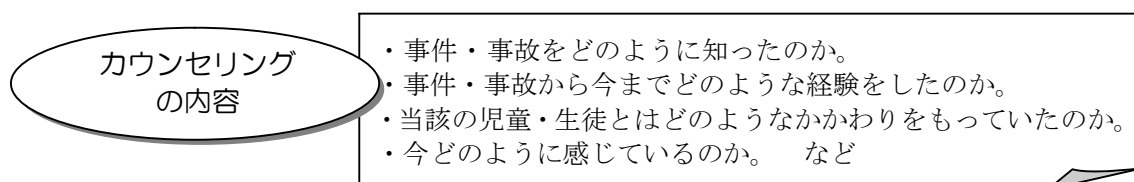
導 入：事前に「心と身体の健康調査」や教職員の伝言（メモ）を見ておく。児童・生徒の状況を見ながら、「辛いことが起こったね」と共感的に語りかける。

- 1 児童・生徒が事件・事故をどのように受け止めているのか。どのような体験をしているのか。
- 2 なかなか言語で表現をしない児童・生徒もあり、折り紙をしたり、絵を描いたりしながら、なんとか気持ちを整理しようとしている場合もある。面接者はその様子につきあい、「つらいことだったね」というように共感的に受け止める。
- 3 感情が高ぶって動揺が激しい場合には寄り添う。なかなか言語で語りたがらない児童・生徒もいる。無理に言語化させない。
- 4 児童・生徒が質問してきた場合は、外部の人間として「分からない」ことは、はっきり「分からない」と明確に伝える。
- 5 面接に拒否的な児童・生徒の場合、拒否したい気持ちを受け止め、「もし、話したくなったら、声をかけてほしい」旨を伝えて終わる。
- 6 緊急性がある場合には、教職員に伝える。個人カウンセリングを行った全ての児童・生徒の状態については打ち合わせ会で報告し、その後のケア方針を立てる。

【教職員への支援】

① 関係の深かった教職員への個人カウンセリング

- 当該の児童・生徒と関わりの深かった担任、部活動の顧問、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員に対して、十分に配慮する必要がある。その教職員も児童・生徒に対応しなければならないので、心理職は個人カウンセリングができることを伝える。
- 関係の深かった教職員からは自責の念、悔しさ、無力感などが語られることが多く、また、急速にうつ状態に陥る人もいることに留意する。



② 希望者への個人カウンセリング

- 事件・事故の児童・生徒と特に関係が深くはない教職員であっても、児童・生徒の事件・事故のとらえ方・かかわり方に不安を感じ始め、それをきっかけに急激に自信を喪失し、他の問題を思い起こす人がいる。希望する教職員には個人カウンセリングを行うことが必要である。

【保護者への支援】

① 希望者への個人カウンセリング

- 保護者の中には、関係児童・生徒の保護者だけでなく、その衝撃から、自分の子どもの様子に不安をもったり、自らの子どもへのかかわりに改めて戸惑いを感じたりする人がいる。個人のカウンセリングの中で、その不安を受け止め、子どもの状況を詳しく聴き、かかわり方について丁寧に説明する。

② 学校に対する要望等の受け止め

- 保護者への個人カウンセリングを行っている中で、学校の対応に疑問や不信感が語られる場合がある。学校の対応に様々な疑問をもっている保護者に対しては、それを丁寧に受け止め、保護者の了解のもとにそのことを学校に伝え、学校の検討課題として協議することが求められる。

（３）支援開始後、一週間程度経過した時期（初期対応終了時）

児童・生徒の多くが心の安定を取り戻し、学校が日常性を取り戻すまで、おおよそ一週間程度と考えられる。センターの緊急支援は、学校の様子を見て、初期対応を約一週間で終了する。終了するに当たって、センターは以下の事項を確認する。

① 児童・生徒全体の状況の確認

- 一週間経過した時期の全児童・生徒の様子を全教職員で把握する。特に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動の顧問等は、児童・生徒の授業への参加状況、部活動への参加状況、児童・生徒の人間関係の変化、保健室の利用の仕方等を把握する。
- 児童・生徒の中には事件・事故直後から一週間ぐらい目立った特徴や反応がないように見えても、新たに様々な症状を示す場合があるので、十分に注意して見守る必要があることを伝える。

② 特に配慮を要する児童・生徒の確認

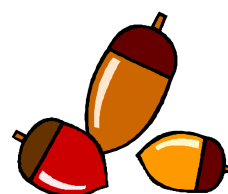
- 特に配慮を要する児童・生徒のカウンセリングが今後も継続的に必要か否かの判断を行う。カウンセリングを継続する必要がある場合には、学校の中でスクールカウンセラーが行うのか、あるいは外部で地域の教育相談機関や医療機関等を紹介するのか確認する。また、センターでも児童・生徒、保護者の電話相談や来所相談ができることを伝える。

③ 配慮を要する教職員の確認

- 教職員の中には、自責の念や無力感が続く人もいる。このような場合、本人の意向に添いながら、外部の相談機関を紹介することも必要である。

④ 配慮を要する保護者の確認

- 保護者の中には、児童・生徒の対応に不安を抱き続けている人もいる。その保護者の状況の確認を行い、その後のケアについて、スクールカウンセラーが行うか、あるいは外部の相談機関の紹介を行うかを確認する。



(4) 支援開始後、数週間経過及びそれ以降の時期（中・長期）

① 保護者及び教職員対象の講演会等の実施の協力

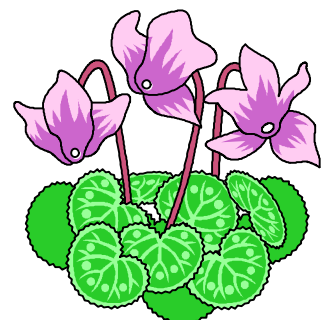
- 学校の現在の状況やその後の経過について報告する。
- 保護者及び教職員を対象にして、事故・事件の予防に関して、児童・生徒の理解の仕方、かかわり方、児童・生徒の問題のサインの見つけ方などの講演会（研修会）（p. 34～p. 36 参照）を実施する際、要請があれば講師として協力する。

② 1か月、3か月、6か月後の児童・生徒、教職員の状況把握

- 緊急支援チームが、その後の児童・生徒、教職員の状況について聞く。特に配慮を要する児童・生徒の変化や新たな動きについて把握し、ケアの状況を確認する。要請があれば、学校を訪問し、相談を受け、状況によっては中・長期プログラムを企画する。

③ 遺族の希望による外部の相談機関の紹介

- 遺族が希望する場合は、遺族のケアとしてカウンセリングができることを伝える。希望があった場合、受理できる相談機関を確認し、紹介する。東京都教育相談センターでは、緊急支援の一環として遺族のケアも行っている。



資 料

資料 1	保護者向け事件・事故の通知文（例）	24
資料 2	保護者会の通知文（例）	25
資料 3	心のケア通知文（例）	26
資料 4	緊急保護者会の内容と留意点（例）	27
資料 5	心と身体の健康調査「小学生用」（例）	28
	心と身体の健康調査「中学生・高校生用」（例）	29
資料 6	教職員による児童・生徒の個人面接について	30
資料 7	配慮を要する人間関係（例）	31
資料 8	教育委員会の対応について	32
資料 9	東京都教育相談センター発行リーフレット（平成17年5月）	34
資料 10	関係機関一覧	37
資料 11	PTSD（外傷後ストレス障害）	39
◆	引用・参考文献	40

資料1

保護者向け事件・事故の通知文（例）

保護者各位

平成○年○月○日

○○立○○学校（園）
校長 ○ ○ ○ ○

保護者の皆様へのお願い

本校（児童）生徒 が、○月○日（○）（事故で）お亡くなりになりました。心より哀悼の意を表します。

学校では、○月○日（○）、緊急全校集会（学年集会・学級指導）において、（児童）生徒に「心のケア」を中心に話をしました。その内容は、以下のとおりです。

- 1 これまでも命の大切さを折りに触れて話してきましたが、今回このようなことが起こり大変残念です。
- 2 生命は一度失ってしまうと二度と再現することはできない、かけがえの無いものです。生命を大事にしてください。
- 3 この件について、事実に基づかない憶測やうわさで物事を語らないようにしてください。
- 4 悩み事などがあれば、信頼できる人に相談してください。できれば先生や家族にも話をしてみてください。

友だちの突然の事故を身近に体験したり、聞いたりすると、子どもによっては一時的に強いショックを受けたり、心の動揺が起きたりすることがあります。

学校では、担任、養護教諭、スクールカウンセラーを中心に、子ども達の様子をよく見て、心のケアに留意いたします。

また、東京都教育相談センターの心理職が今回の件につきまして、○月○日（○）まで来校し、「心のケア」について対応いたします。ご家庭でも「生命の大切さ」のご指導や「心のケア」にご配慮いただけるようお願いいたします。ご心配なことがありましたらご連絡ください。

連絡先

○○立○○学校（園）
電話 ○○○○－○○○○
副校長 ○ ○ ○ ○

資料2
保護者会の通知文（例）

保護者各位

平成〇年〇月〇日

〇〇立〇〇学校（園）
校長 〇 〇 〇 〇

緊急保護者会のお知らせ

本校（児童）生徒が急逝されました件につきまして、下記のとおり緊急に保護者会を開催いたします。急な連絡ではありますが、ご理解のほどお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日） 午後〇時から
- 2 場 所 本校 〇階 〇〇会議室
- 3 内 容 〇〇〇〇〇の件について

連絡先

〇 〇 立 〇 学 校 （ 園 ）
電 話 〇〇〇〇－〇〇〇〇
副校長 〇 〇 〇 〇

資料3
心のケア通知文(例)

平成 年 月 日

第 学年保護者 様

〇〇立〇〇学校(園)
校 長 〇 〇 〇 〇

(児童)生徒の心のケアについて

今回、辛い出来事が起きました。

このような出来事を経験すると、その衝撃から(児童)生徒には様々な反応が生じます。これは普通の対応で、多くは自然に落ち着いてきます。しかし、回復には個人差もあります。

そこで、学校としては(児童)生徒の心のケアが最も重要かつ緊急の取組と考え、東京都教育相談センターと連携をとり、「心と身体健康調査」の実施、「担任を中心とした個人面接」の実施を予定しております。(児童)生徒の状況に応じて、心理職による相談も計画しております。

また、保護者の方もご心配なことがございましたら、心理職による相談も実施できますのでご連絡ください。

連絡先

〇〇立〇〇学校(園)

電 話 〇〇〇〇-〇〇〇〇

副校長 〇 〇 〇 〇

資料4

緊急保護者会の内容と留意点(例)

緊急保護者会の内容

(司会) 副校長(記録) 教務担当主幹・生活指導担当主幹等

1 緊急保護者会開催の趣旨説明 <校長>

- (1) 「事件・事故の報告」「今後の対応の説明」「質疑応答」などの保護者会の構成を簡潔に話す。

2 概要説明及び今後の対応 <校長>

- (1) 学校で把握している事実のみ、時系列で正確に説明する。
(2) 児童・生徒にいつ、何を、どのように伝え、どのような指導をしたかを説明する。
(3) 今後の児童・生徒への対応方法(特に心のケアを行っていくことを重点とすることなど)を説明する。
(4) 心のケアについては、児童・生徒だけでなく、保護者からの相談も受けることを説明する。
(5) 外部の関係機関(教育委員会、教育相談機関、警察署、病院など)との連携について説明する。

3 児童・生徒の心理状態、体調の変化、家庭での心のケアについて

<養護教諭またはスクールカウンセラーなど>

学校での現段階での児童・生徒の心理状態や体調の変化などについて説明し、家庭での対応について依頼する。

4 保護者への協力依頼 <校長>

- (1) 子どもの様子をよく見て、話を聴くこと。
(2) 保護者がいつも見守っているという安心感をもたせること。
(3) 「辛い、悲しい事を1人で抱え込まなくていいんだよ」と声をかけること。
(4) 学校としては、保護者の協力を得ながら、心のケアに取り組むこと。
(5) 子どものことで心配なことがあったら、担任などに相談すること。

5 質疑応答

- (1) 回答は、質問により、校長・教務主任・学年主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラーなどが校長の指示のもとに行う。
(2) 想定質問の例

「学校は、関係児童・生徒の変化を気付けなかったのか？」
「いじめはなかったのか？」
「原因は何か？」
「最近の様子はどうだったのか？」
「学校での安全教育はどうだったのか？」

「命の大切さをどう指導してきたのか？」
「学校での子ども達の様子はどうか？」
「遺書はなかったのか？」
「カウンセリングで心のケアができるのか？」

心と身体の健康調査

私たちにとって、とてもつらいことが起こりました。この事件（事故）のことを知ってからあなたの様子について教えてください。次の質問にあてはまるものに○をつけてください。

- | | | | |
|---------------------------|----|----|-----|
| 1 眠れない。（夜中に目がさめる） | はい | 少し | いいえ |
| 2 いやな夢やこわい夢をみる。 | はい | 少し | いいえ |
| 3 気分がしずむ。 | はい | 少し | いいえ |
| 4 小さな音でも驚く。 | はい | 少し | いいえ |
| 5 だれとも話す気になれない。 | はい | 少し | いいえ |
| 6 いらいらする。 | はい | 少し | いいえ |
| 7 心配で落ち着かない。 | はい | 少し | いいえ |
| 8 いやなことを思い出させる場所や人からはなれる。 | はい | 少し | いいえ |
| 9 どきどきしたりびくびくしたりする。 | はい | 少し | いいえ |
| 10 なんでも自分のせいだと思う。 | はい | 少し | いいえ |
| 11 思い出したくないのにいやなことを思い出す。 | はい | 少し | いいえ |
| 12 食事がおいしく食べられない。 | はい | 少し | いいえ |
| 13 勉強などに集中できない。 | はい | 少し | いいえ |
| 14 頭やおなかが痛い。 | はい | 少し | いいえ |
| 15 何となく不安だ。 | はい | 少し | |

今の気持ち 相談したいことがあれば書いてください。（どんなことでもいいです）

第（ ）学年（ ）組（ ）番 名前（ ）

心 と 身 体 の 健 康 調 査

私たちにとって、とても辛い出来事が起こりました。この事件（事故）のことを知ってからあなたの状態について教えてください。以下の質問にあてはまるものに○をつけて下さい。

- | | | | |
|----------------------------|----|----|-----|
| 1 眠れない。（寝つきが悪い・夜中に目がさめる） | はい | 少し | いいえ |
| 2 いやな夢やこわい夢をみる。 | はい | 少し | いいえ |
| 3 気分がしずむ。 | はい | 少し | いいえ |
| 4 小さな音でもびくつとする。 | はい | 少し | いいえ |
| 5 人と話す気になれない。 | はい | 少し | いいえ |
| 6 いらいらする。 | はい | 少し | いいえ |
| 7 気持ちが動揺する。（落ち着かない） | はい | 少し | いいえ |
| 8 いやなことを思い出させる場所や、人や物をさける。 | はい | 少し | いいえ |
| 9 身体が緊張する。 | はい | 少し | いいえ |
| 10 自分を責める。 | はい | 少し | いいえ |
| 11 思い出したくないのにいやなことを思い出す。 | はい | 少し | いいえ |
| 12 食欲がない。 | はい | 少し | いいえ |
| 13 ものごと（勉強などや部活など）に集中できない。 | はい | 少し | いいえ |
| 14 頭やお腹が痛い。 | はい | 少し | いいえ |
| 15 何か不安だ。 | はい | 少し | いいえ |

今の気持ち 相談したいことがあれば書いてください。（どんなことでもいいです）

第（ ）学年（ ）組（ ）番 氏名（ ）

資料6

教職員による児童・生徒の個人面接について

I 目的

1. 児童・生徒に表現する機会を与え、その表現を受け止めることにより衝撃を和らげる。
2. 特に配慮を要する児童・生徒を把握する。
3. 学校として安心感を与え、教職員と児童・生徒との絆を作る。

II 設定

- 1 時間：10分程度 場所：静かな個室
- 2 導入の文言

「私たちにとって、とても辛い出来事が起きました。このような出来事を体験すると、誰でも不安になったり、体調を崩したりします。今のあなたの状態を聴かせてください」

III 面接のポイント

1. 一人一人の生徒がこの事件（事故）を知って、どう思ったかについて聴く。

- 1 児童・生徒の感じ方については、批判したり評価したりせずに、ありのままに聴く。
- 2 児童・生徒が受け取っている明らかに間違った情報については、学校として確認していることを伝え、子どもの情報を修正する。
- 3 感情が高ぶっている時には、落ち着くまで待つ。
- 4 面接に拒否的な場合は無理に続けない。

2. 現在の状態について聴く。

* 「心と身体健康調査」の結果を見ながら行う。

- 1 このような体験をすると、不安になったり、体調を崩したりするのは、普通の反応であり、少しずつ回復していくものであることを伝える。
- 2 不安の状態や回復の経過には個人差があるので、恐れずにありのままの状態を話してほしいと伝える

3. 今後の対処法について、一緒に考える。

* この事態をのりこえていくため、次のような点を児童・生徒と確認する。

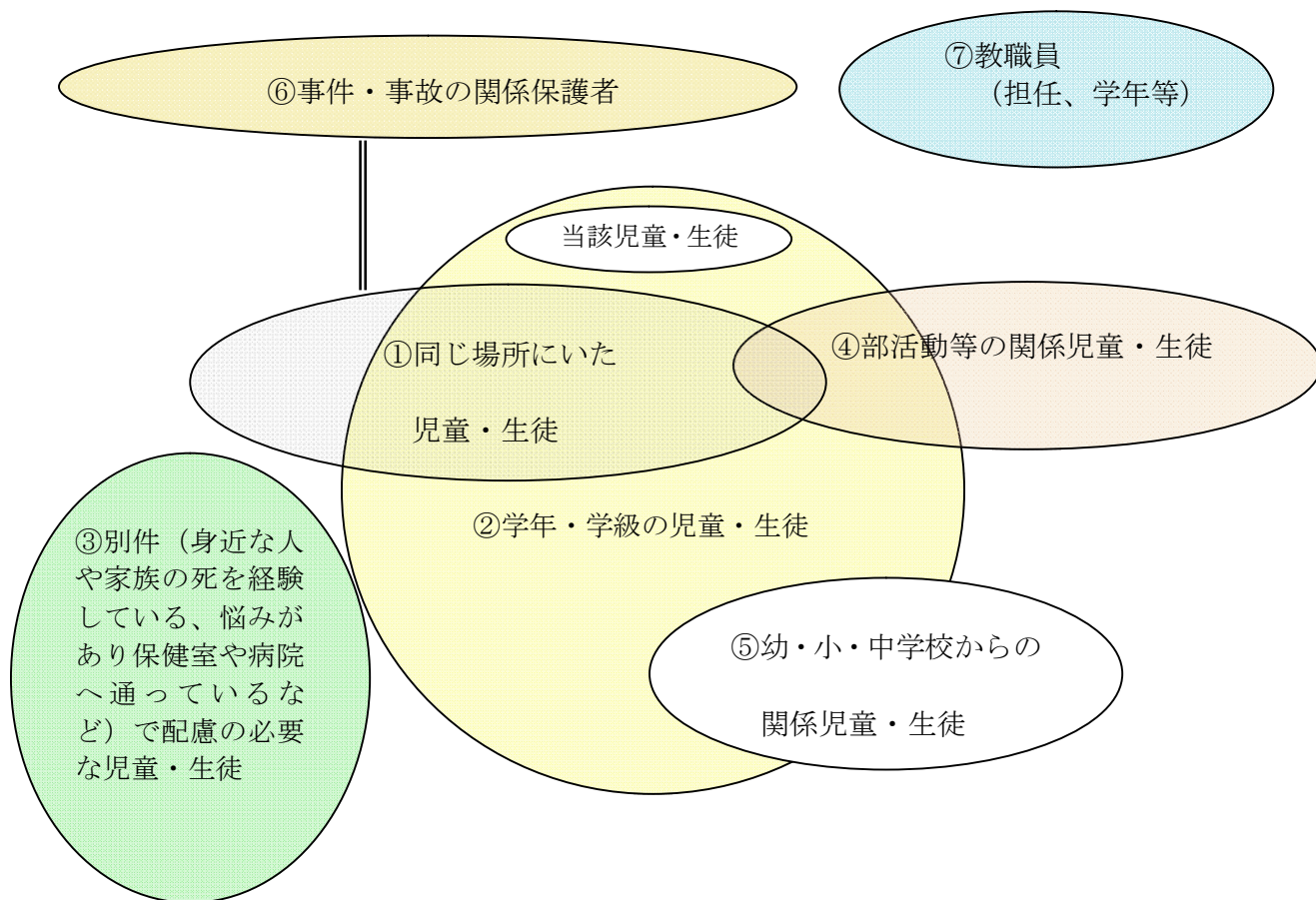
- 1 つらい気持ちは、話したくなったら、誰かに聴いてもらうのがよいこと
無理して忘れようとする必要はないこと
- 2 不安や辛さ、体調の悪さが続くときには、すぐ申し出るのがよいこと
- 3 できるだけ、普通の生活を続けていこうとすることが大切であること
- 4 今後このことについて、いつでも教職員に話をすることができること
皆で支えあって、この辛い状況を乗り越えていこうと考えていること

<留意点>

- 1 個人面接は、児童・生徒の表現の自由の機会を保障することであり、その表現を受け止めるために行う。その結果、児童・生徒から出てくるものを把握できてケアに繋がるという理解のもとに行う。
- 2 様々なうわさや憶測が流れる可能性がある場合は、混乱を避けるため、事実のみを文章化して、職員間で共有し、質問の返答に使用する。
- 3 「分かっていること」「不明なこと」を整理し、「分からないこと」を明確にしておく。

資料7

配慮を要する人間関係(例)



① 同じ場所にいた児童・生徒

事件・事故の現場と一緒に居合わせたり、目撃した児童・生徒のこと。

② 学年・学級の児童・生徒

当該児童・生徒の所属する学年や学級の児童・生徒のこと。

③ 別件(身近な人や家族の死を経験している、悩みがあり保健室や病院へ通っているなど)で配慮の必要な児童・生徒

今回の事件・事故とは直接関係ないが、最近家族内で不幸があったり、自分自身が精神的に不安定で医療にかかったり、保健室、教育相談室へ通っていて心配な児童・生徒のこと。

④ 部活動等の関係児童・生徒

当該児童・生徒と同じ部活動や学童保育などで関係のある児童・生徒のこと。

⑤ 幼・小・中学校からの関係児童・生徒

出身校が同じで、地域的にもつながっている児童・生徒のこと。

⑥ 事件・事故の関係保護者

上記①～⑤に該当する児童・生徒の保護者のこと。

⑦ 教職員(担任、学年等)

資料8

教育委員会の対応について

公立の小・中学校における危機対応への指導・助言は、原則的には管轄の区市町村教育委員会が行うことになるが、事件・事故直後一週間以内程度の時期に、下記の内容について学校で対応する必要がある。

【事件・事故直後の学校における対応例】

学校で把握する内容

- ・ 発生時刻、場所、通告の状況、当該児童・生徒名及び状況、他の児童・生徒の状況、搬送された病院名、派遣教員名、保護者への連絡状況、現在の学校の状況など

① 事件・事故の情報の収集と今後の対応の検討

- 事件・事故の内容、現在の状況等の確認
- 学校内における連絡用電話（ホットライン）の確保
- 危機対応チームの編成の確認（p. 6 参照）

② 事件・事故に関する情報の周知の検討

- 児童・生徒、保護者への事件・事故の周知方法についての検討
（関係児童・生徒の保護者の意向を充分汲む）（p. 8 参照）
- 通知文等の作成への指導・助言
- 登下校時の児童・生徒の安全の確保、P T A等への協力要請の検討
- P T A会議、学校運営連絡協議会等の開催の検討
- 当該児童・生徒にかかわる情報の公開に際して、遺族の了承の確認

③ 緊急職員会議、緊急保護者会への出席

- 緊急職員会議への出席と指導・助言
（教職員間で情報の共有化ができているかを確認し、児童・生徒、教職員の状況把握を行い、必要に応じて適切に指導・助言する。）
- 緊急保護者会への出席

④ 外部機関への支援の要請

児童・生徒の動揺が激しく、学校単独での対応では難しいと校長とともに判断した場合は、東京都教育相談センターをはじめ教育相談機関への緊急支援要請や臨時のスクールカウンセラーの配置等を検討する。

報道機関との対応に関する指導・助言内容

報道機関との対応について情報の公開内容、学校としてのコメントなどについて校長へ指導・助言する。

< 基本的な姿勢 >

- ・ 学校として今回の事件・事故にどのように対応しているか概要を整理しておく。
- ・ 取材や問い合わせに対する担当者（原則として管理職）を決定しておき、教職員に明確に伝えておく。

< 発表に際しての姿勢 >

- ・ 正確な情報をもとに、誠実に対応し、正しい報道がなされるよう協力を求める。
- ・ 回答が可能なことに関しては、資料と根拠をもって、簡潔に、明瞭に、正確に答える。
- ・ 分からないことは「分からない」と明確に伝える。
- ・ 子どもの人権やプライバシーに関することなど公表できないことについては、丁寧に事情を説明して取材を断る姿勢を持つ。

<記者会見を行う際の留意点>

- ・取材場所（会見）を限定する。
- ・校内での取材条件の厳守を記者に伝えるとともに記者発表の時刻と内容を確認する。
- ・発表内容を確認（必要であれば原稿の作成）する。
- ・過度の報道によって二次的被害が起こる可能性を伝え、節度ある報道、取材を依頼する。

（学校の危機管理への経営戦略：平成15年教育開発研究所）

【事件・事故後一週間以内の基本的な対応】

①校内での対応

- 児童・生徒、教員、保護者などの状況の把握
- 児童・生徒、保護者への学校の対応について指導・助言
- P T A 役員会、緊急保護者会への出席
- 危機対応チームの打ち合わせ会議への同席

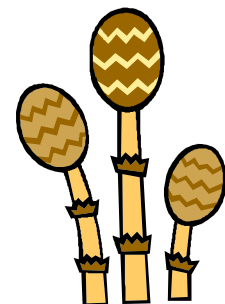
◎原則として、学校は通常のエ育活動を実施できるよう助言する。

- ・週時程、行事等についてはなるべく変更しない。
- ・学級指導では、児童・生徒の欠席や校内での状況をよりきめ細かに見守る姿勢をもつ。
- ・通夜、告別式への参列についての指導（学級指導、学年指導の在り方）をする。

- 教職員の心身の疲労度の把握
- 動揺の激しい教職員への配慮について校長へ助言
- 遺族との連絡の状況の確認
- 保護者、地域からの問い合わせ、相談、苦情等の対応についての助言
（必要に応じては、指導主事が直接対応する。）

② 外部機関との連携

- 外部の心理職の活動状況の把握
- 心理職の意見を参考に、配慮を要する児童・生徒への指導及び保護者との対応の確認
- 学校と緊急支援チームとの会議への出席、当日の振り返り、翌日の予定の確認



子どもの心と命のサイン

～気づき・受け止め、そして対応～

思春期を迎えた子どもは、誰しも勉強や進路に対する不安、友達との摩擦、家族との衝突など様々なことで悩み、心を揺らします。そして、時には心のバランスを崩し、自ら命を絶つ場合もあります。最近では、インターネットや携帯電話などを通して、有害な情報が直接子どもたちに届くようになり、混乱を増幅させています。

文部科学省の調査によると、平成15年度に自殺した公立小学校、中学校、高等学校の子どもは全国で137人と報告されています。

子どもたちの心と命を守ることは、学校の最優先の課題です。子どもたちの心の叫び、命のSOSを見逃さず、適切に対応し、自ら命を絶つ子どもをゼロにしていくために、このリーフレットをご活用下さい。

☆子どものサインに気付いていますか

子どものサインに気付くには、見る、聴く、読むなどの方法があります。

① 注意深く子どもを見つめましょう。 (見る)

いつもとは違う子どもの雰囲気、表情、行動などからサインを読みとることができます。

② 日頃の会話や、やりとりの中から、子どもの思いを知りましょう (聴く)

子どもの語る何気ない話の中から、気持ちや考え方、またその変化の様子がわかります。

身体に見られるサイン：例>

- ・ 疲れている様子が見える。
- ・ 様々な身体の不調を訴える。
- ・ 眠れないことが続く。
- ・ 食欲が急に落ちる。
- ・ 体重が減少する。

<言葉や行動に見られるサイン：例>

- ・ 自暴自棄的な言動をする。
- ・ 攻撃的・衝動的な行動が多くなる。
- ・ 大切にしていたものを誰かにあげてしまう。
- ・ 「遠くに行ってしまいたい」「生きているのが辛い」など深刻な絶望感を訴える。
- ・ 学校に行かなくなり、引きこもりがちになる。
- ・ 突然家出をする。
- ・ 自らを傷つけるなどの行為に及ぶ。
- ・ 死についての文章や絵を描いたりする。

<表情や態度に見られるサイン：例>

- ・ 物事に集中できないと訴える。
- ・ 急に成績が落ちる。
- ・ 憂うつな表情をしていることが多い。
- ・ 不機嫌でイライラしている。
- ・ これまで関心があったことにも興味を失う。
- ・ 身だしなみを気にしなくなる。
- ・ 突然泣き出すことがある。
- ・ 投げやりな態度が目立つ。
- ・ 急に不自然なほど明るく振る舞う。

③ 健康調査や作文などから子どもの心をとらえましょう。 (読む)

校内の健康調査や授業での作文やレポート等の中にも子どもの思いや訴えが込められていることがあります。

このような子どものサインに気付いたら、注意深く子どもを見つめ、かかわっていくことが大切です。

☆ 子どものサインに気付いたら、適切に対応しましょう

子どものサインに気付いたら、ありがちなことと見過ごさず、教職員から声をかけ、じっくり話をするとともに、他の教職員から情報を集めるなど学校全体で取り組むことが大切です。子どもの悩みを早い段階で受け止めることが、深刻な問題になるのを防ぐのです。

1. サインを出している子どもとどのように接すればよいでしょう

(1) 子どもに声をかける

子どものサインに気付いたら、「どうしたのかな、元気がないようだね」などと声をかけ、落ち着いた場所で話を聴きましょう。子どもは教職員の声の調子や表情を敏感に感じ取りながら、心を開いていきます。したがって、話し方、言葉遣い等にも気を付ける必要があります。

(4) 子どもの気持ちを受け止め、安易に励まさない

吐露された気持ちや心情について「あなたはそういうことを経験して、つらくなったんだよね」などと受け止め、明確化します。「大丈夫だよ、考え過ぎじゃない」とか「皆も同じだよ」などの安易な励ましや慰めはしないことです。子どもは、「わかってもらえない」と感じてしまいます。

(2) 丁寧に話を聴く

子どもがなかなか話し出そうとしない時、あわてずじっくり待ちます。そして、「話しにくいかな」「声をかけて迷惑だったかな」など、この場面での子どもの気持ちを推し量り、言葉にしてみます。

子どもが話し始めたら、「声のトーン」「表情」「身振り」「姿勢」に注目し、一つ一つの言葉を丁寧に、聴いていきます。そして、子どもが「生きていても何も意味がない」「価値がない」「死にたい」などと語った場合、「そんなことないよ」「そんなこと考えたら、だめだよ」など即座に否定するような言い方は避けましょう。せっかく話し始めた子どもは心を閉ざしてしまうからです。

(5) 教職員の気持ちを伝える

子どもが「死にたい。生きていても意味がない」などと話した時、まずは気持ちを受け止めます。子どもが少し落ち着いた様子になったところで、「私は、死んで欲しくない」と教職員自身の気持ちを誠心誠意に伝えます。

子どもの心情を十分理解し、「また一緒に考えていこう」と次へ繋いでいきます。その場で子どもの悩みが解消するわけではありません。子どもが教職員との関係の中で、話を続け、少しでも解決方法を探っていこうとする気持ちになれるようじっくりかかわることが望まれます。

(3) 心の奥を理解する

「生きていても意味がない」という気持ちの中に、死にたくなるほどの何かが隠されていることを思い描きながら、「どうしてそう思うようになったのかな」などと聴いてみます。その中から子どもがそう思わざるを得ない状況、どうにもならない気持ちや苦しさを丁寧に聴いていきます。そして子どもの心の奥を理解していこうと努めます。

(6) 保護者に理解してもらうことの必要性を子どもに伝える

子どもと接する中で、子どもの辛さや状況を保護者が知っているかどうかを聞いてみます。子どもたちは保護者に心配をかけたくない、話しても分かってもらえないと思い、辛さを伝えていないことが多いものです。また、今までの親子関係によっては話せない場合も多くあります。その状況を十分に受け止めながら、保護者に話して少しでも理解してもらおうと子どもに伝えてみましょう。子ども自身の不安な気持ちを支えながら「自分から伝えられなければ、代わって伝えることができる」と提案してみます。

2. 学校全体ではどのように取り組めばよいでしょう

子どものサインに気付いた教職員は、まず管理職に報告するとともに、次のような対応を考えましょう。

(1) 一人で抱え込まずに、情報を共有する

教科担当の教職員や部活動の顧問、養護教諭など関係する教職員から子どもの様子を聞くなど、情報を交換し、それを共有しましょう。

(2) 関係の教職員が集まり、事例検討会をもちましょう。

スクールカウンセラーが配置されている学校では、スクールカウンセラーの参加を求め、対応を検討します。配置されていない学校では、事前に外部の専門機関に相談しておき、検討会に臨むことが有効です。

(3) 教職員間で役割を決め、柔軟に対応する

校内で役割を分担し連絡を取り合いながら、子どもや保護者への対応、関係機関との調整を進めます。事態に変化があった場合も教職員が迅速・柔軟に動くことが大切です。

また、子どもが抱える問題の緊迫度・深刻さによって対処方法も変わってきます。

3. 保護者とはどのように連携を図ればよいでしょう

(1) 子どもの様子を伝え、保護者との協力体制を築く

子どもの状態が緊迫している時には、保護者へ緊急に連絡が必要です。学校での子どもの様子が心配であることを伝え、「何かお家で気付かれたことがありますか」と尋ねてみます。そして「機会を捉えかわって欲しい」「気付いたことがあれば、すぐに学校に教えて欲しい」等を伝え、今後も緊密に連絡を取り合い、協力体制を作ります。

(2) 専門機関を紹介する

子どもの状態によっては、専門機関（相談機関・医療機関）の援助が必要です。その判断に迷う場合には、事前に学校から専門機関と連絡を取り、助言を得ておきます。その上で、保護者に専門機関を紹介し、力を借りることの必要性を伝えます。特に、医療機関を紹介する場合に、保護者にためらいが見られるようであれば、まずは相談機関を紹介することが必要です。その際にも、学校が事前に相談機関に連絡をとっておくと保護者は利用しやすくなります。



4. 専門機関との連携ではどうすればよいでしょう

(1) 専門機関の助言を活用する。

保護者と子どもが専門機関に通い始めても、学校が専門機関にすべてをゆだねてしまわないようにします。専門機関に連絡を取り、子どもの状態、問題の要因及び学校での対応について助言を求めます。その助言を校内で共有し、子どもや保護者との対応に生かします。

そのためには日頃から専門機関との連携を心がけ、それぞれの役割や窓口の教職員を定めておきます。緊急時には学校と専門機関とでサポートチームを結成し、適切な助言が得られるよう連携を築くことが大切です。

(2) 専門機関との継続的な連携を図る。

より適切な対応をするためには、子どもの変化に注目し、折に触れ専門機関と子どもの状態を確認し合うなど、継続的な連携を図ることが大切です。

東京都の主な専門機関リスト

- 東京都教育相談センター
TEL 03-3493-8008 目黒区目黒1-1-14
*他 各区市町村の教育相談所（室）
- 東京都児童相談センター
TEL 03-3208-1121 新宿区戸山3-17-1
*他 都内10カ所の児童相談所
- 都立中部総合精神保健福祉センター
TEL 03-3302-7711 世田谷区上北沢2-1-7
- 都立精神保健福祉センター
TEL 03-3842-0946 台東区下谷1-1-3
- 都立多摩総合精神保健福祉センター
TEL 042-371-5560 多摩市中沢2-1-3
- 都立梅ヶ丘病院子どもの精神保健相談室
TEL 03-3323-7621 世田谷区松原6-37-1
- 警視庁少年相談室
TEL 03-3581-4321 千代田区霞が関2-1-1
*他 都内8カ所の少年センター



(資料10)関係機関一覧
都立専門機関

名称	代表電話		〒	所在地
東京都児童相談センター	03-3208-1121		162-0052	新宿区戸山3-17-1
都立中部総合精神保健福祉センター	03-3302-7711		156-0057	世田谷区上北沢2-1-7
都立精神保健福祉センター	03-3842-0946		110-0004	台東区下谷1-1-3
都立多摩総合精神保健福祉センター	042-371-5560		206-0036	多摩市中沢2-1-3
都立梅ヶ丘病院子どもの精神保健相談室	03-3323-7621		156-0043	世田谷区松原6-37-10
警視庁少年相談室	03-3581-4321		100-0013	千代田区霞が関2-1-1

区市町村立教育相談室

名称	代表電話	相談用電話	〒	所在地
千代田区立教育研究所 教育相談部	03-3256-8446	03-3256-8140	101-0048	千代田区 神田司町 2-16 神田さくら館6F
中央区立教育センター 教育相談室 子ども電話相談	03-3531-6361	03-3531-6362 03-3531-6366	104-0054	中央区 勝どき 1-6-9
港区立教育センター	03-3451-3221	03-3454-6625 03-3452-9635	108-0073	港区 三田 4-13-15
新宿区立教育センター教育相談室	03-3232-2713	03-3232-3071 03-3232-2711	169-0072	新宿区 大久保 3-1-2 新宿コズミックセンター内
文京区教育センター 教育相談室 電話相談 いじめ電話相談	03-3943-1571	03-3943-1671 03-3943-6221 03-3943-6019	112-0012	文京区 大塚 1-9-22
台東区立きょうい館 電話相談	03-5246-5921	03-5246-5855 03-5246-5925	111-8621	台東区 西浅草 3-25-16
すみだ生涯学習センター 教育相談室 親子電話相談 ヤングテレホン	03-5247-2012	03-5247-2012 03-5247-2015 03-3616-1003	131-0032	墨田区 東向島 2-38-7
江東区教育センター 教育相談室	03-3649-3835	03-3649-3834	135-0016	江東区 東陽 2-3-6 江東区教育センター内
品川区立教育センター 教育相談センター	03-3492-2501	03-3490-2000 03-3490-5151	141-0031	品川区 西五反田 6-5-1 品川区教育センター内
目黒区守屋教育会館 教育相談室	03-3715-1531	03-3710-6770 03-3712-4601	153-0053	目黒区 五本木 2-20-17
大田区立教育センター 教育相談室	03-5748-0801	03-5748-1201	146-0082	大田区 池上 1-32-8 池上会館4F
世田谷区総合教育相談室	03-3429-9766	03-3429-9766	154-0016	世田谷区 弦巻 3-16-8 区立教育センター内
世田谷分室	03-3410-5010	03-3410-5010	154-0004	世田谷区 太子堂 2-17-6
玉川分室	03-3709-2403	03-3709-2403	158-0094	世田谷区 玉川 2-1-15
砧分室	03-3483-3404	03-3483-3404	157-0066	世田谷区 成城 6-16-30 キクビル2F
烏山分室	03-3305-2022	03-3305-2022	157-0062	世田谷区 南烏山 4-26-2
渋谷区教育センター 教育相談部	03-5790-1871	03-5790-8060	150-0046	渋谷区 松濤 1-20-4
中野区立教育センター 教育相談室	03-3385-9313	03-3385-9313 03-3385-8001	165-0027	中野区 野方 1-35-3 区立教育センター内
南部教育相談室	03-3381-3391		164-0001	中野区 中野 2-27-22
北部教育相談室	03-3310-9244	03-3310-9254	165-0027	中野区 野方 5-33-7
杉並区立済美教育センター 教育相談担当	03-3311-0021	03-5378-0961 03-3317-1189 03-3317-1190	166-0013	杉並区 堀ノ内 2-5-26
豊島区立教育センター 教育相談室	03-3590-1251	03-3971-7440 03-3983-0094	171-0032	豊島区 雑司が谷 3-1-7
北区立教育相談所	03-3914-4749	03-3914-2110	114-0002	北区 王子 5-2-12
荒川区立教育センター 教育相談室	03-3802-2332	03-3801-4338	116-0002	荒川区 荒川 3-49-1
板橋区教育相談所	03-3967-6181		174-0043	板橋区 坂下 2-18-1
電話相談 いじめ110番		03-3968-0588 03-3558-1370		
成増分室	03-3975-9693		175-0094	板橋区 成増 1-12-4 成増社会教育会館内
練馬区立総合教育センター 練馬教育相談室	03-3991-3666	03-3991-3666	176-0012	練馬区 豊玉北5-15-19
光が丘教育相談室	03-5998-0091	03-5998-0091	179-0072	練馬区 光が丘3-3-1-102
足立区教育相談センター 教育相談室	03-3850-8801	03-3884-7867	121-0813	足立区 竹の塚 2-25-21
綾瀬分室	03-3838-3587		120-0005	足立区 綾瀬 1-34-7 綾瀬ブルミエ内
鹿浜分室	03-3856-7735		123-0864	足立区 鹿浜 5-27-1 区立北鹿浜小学校内
葛飾区立総合教育センター	03-5668-7601	03-5668-7603	125-0053	葛飾区 鎌倉 2-12-1
江戸川区教育研究所 グリーンパレス教育相談室 教育相談電話 いじめ相談電話	03-3653-5151	03-3655-8200 03-3655-8200 03-3654-7867	132-0031	江戸川区 松島 1-38-1 グリーンパレス3F
葛西分室	03-3689-3528	03-3689-3718	134-0088	江戸川区 西葛西 3-11-4
篠崎分室	03-5243-3348	03-5243-3348	133-0063	江戸川区 東篠崎 1-1-16 篠崎第三小学校内
本一色教育相談室(不登校)	03-5607-0483	03-5607-0483	133-0044	江戸川区 本一色 3-28-24 上一色南小学校内
本一色教育相談室(非行)	03-5607-5259	03-5607-5259	133-0044	江戸川区 本一色 3-28-24 上一色南小学校内

八王子市教育センター 総合教育相談室	0426-64-1135	0426-64-6949	193-0832	八王子市 散田町 2-37-1
立川市教育相談室	042-527-6171	042-527-6171	190-0022	立川市 錦町 3-12-25 錦地域センター内
武蔵野市教育支援センター	0422-60-1899	0422-60-1922	180-0001	武蔵野市 吉祥寺北町 4-11-37
三鷹市教育センター 教育相談室	0422-45-1151	0422-47-0110	181-8505	三鷹市 下連雀 9-11-7
青梅市教育相談所	0428-22-1111	0428-23-2200	198-8701	青梅市 東青梅 1-177-1
府中市立教育センター 教育相談室	042-364-4108	042-360-4188	183-0055	府中市 府中町 1-32
昭島市もくせい教育相談室	042-541-4445	042-541-4445	196-0034	昭島市 昭和町 1-6-11 昭和田分室内
みどり教育相談室	042-543-7633	042-543-7633	196-0004	昭島市 緑町 4-13-26 昭島市立緑会館内
たまがわ教育相談室	042-543-1935	042-543-1935	196-0034	昭島市 玉川町 3-10-15 玉川会館内
調布市教育相談所	0424-81-7633	0424-81-7777	182-0026	調布市 小島町 1-8-1
町田市教育センター	042-793-2481	042-792-6546 042-792-6548	194-0033	町田市 木曽町 713-2
小金井市教育相談所	042-384-2097	042-384-2508 042-384-2097	184-0004	小金井市 本町 6-5-3シャウ小金井別館3F
小平市教育相談室	042-343-9271	042-343-9411	187-0031	小平市 小川東町 4-2-1 小平元気村おがわ東3F
日野市教育相談室 子どもこころの電話相談	042-592-0505	042-592-1160 042-592-2782	191-0042	日野市 程久保 550
東村山市教育相談室	042-391-0278	042-391-0278	189-8501	東村山市 本町 1-2-3いきいきプラザ4F
国分寺市教育相談室	042-573-4376	042-573-4375	184-0034	国分寺市 光町 1-46-8 ひかりプラザ3F
国立市教育相談室	042-576-2109	042-576-2109	186-0003	国立市 富士見台 3-21-1
西東京市教育相談課	0424-64-1311	0424-25-4972	202-8555	西東京市 中町 1-5-1
福生市教育相談室	042-552-7711	042-551-7700	197-0005	福生市 北田園 2-9-1
狛江市教育研究所 教育相談室	03-3430-1311	03-3430-6655 03-3430-1411	201-0013	狛江市 元和泉 1-11-11
東大和市教育センター さわやか教育相談室	042-562-7911	042-562-7911	207-0014	東大和市 南街 6-30-4
清瀬市教育相談室	0424-93-4122	0424-93-4122	204-0021	清瀬市 元町 1-6-6 清瀬市民センター内
東久留米市教育センター 中央相談室	0424-73-3667	0424-73-3667	203-0014	東久留米市 東本町 8-14 成美教育文化会館内
滝山相談室	0424-77-0197	0424-75-8909	203-0033	東久留米市 滝山 2-3-23
武蔵村山市教育相談室	042-590-1470	042-590-1470 0120-910-548	208-8502	武蔵村山市 学園 4-5-1 市民総合センター内
多摩市立教育センター	042-372-1010	042-372-1030 042-372-2000 042-372-2050	206-0024	多摩市 諏訪 5-1
稲城市教育相談所	042-377-2235	042-378-2110	206-0802	稲城市 東長沼 2111
羽村市教育相談室 いじめ相談	042-554-1223	042-554-1223 042-554-1306	205-0014	羽村市 羽東 2-12-2
あきる野市教育相談所 五日市分室	042-558-6444 042-596-1511	042-558-6444 042-596-6460	197-0814 190-0164	あきる野市 二宮 350 あきる野市 五日市 411
瑞穂町教育相談室	042-557-0312	042-557-0312	190-1221	西多摩郡 瑞穂町 大字箱根ヶ崎 2475 ビューパーク内
日の出町教育相談室	042-597-0511	042-597-1161	190-0192	西多摩郡 日の出町 平井 2780 日の出町教育センター内
檜原村教育相談室	042-598-1161	042-598-1161	190-0212	檜原村 425
奥多摩町教育相談室	0428-83-2340	0428-83-2340	198-0212	奥多摩町 氷川 119-口
大島町教育相談室	04992-2-4544	04992-2-4544	100-0101	大島町 元町 1-15-1
八丈町教育相談室	04996-2-0591	04996-2-0591	100-1401	八丈町 大賀郷 7672-5

A. その人は、以下の2つがともに認められる外傷的な出来事に暴露されたことがある。

- (1)実際にまたは危うく死ぬまたは重症を負うような出来事を、1度または数度、あるいは自分または他人の身体の保全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、または直面した。
- (2)その人の反応は強い恐怖、無力感または戦慄に関するものである。
注：子供の場合はむしろ、まとまりのないまたは興奮した行動によって表現されることがある。

B. 外傷的な出来事が、以下の1つ(またはそれ以上)の形で再体験され続けている。

- (1)出来事の反復的、侵入的、苦痛な想起で、それは心像、思考、または知覚を含む。
注：小さい子供の場合、外傷の主題または側面を表現する遊びを繰り返すことがある。
- (2)出来事についての反復的で苦痛な夢
注：子供の場合は、はっきりとした内容のない恐ろしい夢であることがある。
- (3)外傷的な出来事が再び起こっているかのように行動したり、感じたりする(その体験を再体験する感覚、錯覚、幻覚、および解離性フラッシュバックのエピソードを含む、また、覚醒時または中毒時に起こるものを含む)。
注：小さい子供の場合、外傷特異的な再演が行われることがある。
- (4)外傷的出来事の1つの側面を象徴し、または類似している内的または外的きっかけに暴露された場合に生じる、強い心理的苦痛
- (5)外傷的出来事の1つの側面を象徴し、または類似している内的または外的きっかけに暴露された場合の生理学的反応性

C. 以下の3つ(またはそれ以上)によって示される、(外傷以前には存在していなかった)外傷と関連した刺激の持続的回避と、全般的反応性の麻痺:

- (1)外傷と関連した思考、感情、または会話を回避しようとする努力
- (2)外傷を想起させる活動、場所または人物を避けようとする努力
- (3)外傷の重要な側面の想起不能
- (4)重要な活動への関心または参加の著しい減退
- (5)他の人から孤立している、または疎遠になっているという感覚
- (6)感情の範囲の縮小(例：愛の感情を持つことができない)
- (7)未来が短縮した感覚(例：仕事、結婚、子供、または正常な寿命を期待しない)

D. (外傷以前には存在していなかった)持続的な覚醒亢進症状で、以下の2つ(またはそれ以上)によって示される。

- (1)入眠、または睡眠維持の困難
- (2)いらだたしさまたは怒りの爆発
- (3)集中困難
- (4)過度の警戒心
- (5)過剰な驚愕反応

E. 障害(基準B、C、およびDの症状)の持続期間が1カ月以上**F. 障害は、臨床的に著しい苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。****▶ 該当すれば特定せよ**

急性 症状の持続期間が3カ月未満の場合

慢性 症状の持続期間が3カ月以上の場合

▶ 該当すれば特定せよ

発症遅延 症状の発現がストレス因子から少なくとも6カ月の場合

◆ 引用・参考文献

- 1 米国精神医学会(APA)著、高橋三郎他訳「DSM-IV-TR精神疾患の診断・統計マニュアル新訂版」
医学書院 2004
- 2 エバリー, GS. 他著、飛鳥井望監訳「惨事ストレスケア—緊急事態ストレス管理の技法」
誠信書房 2004
- 3 藤森和美編「子どものトラウマと心のケア」 誠信書房 1999
- 4 藤森和美編「学校トラウマと子どもの心のケア」 誠信書房 2005
- 5 福岡県臨床心理士会編「学校コミュニティへの緊急支援の手引き」 金剛出版 2005
- 6 福岡県臨床心理士会編「学校における緊急支援の手引き
—緊急事態に直面した人のこころのケアのために—」 2001
- 7 兵庫県教育委員会「学校危機対応実践ハンドブック」 2001
- 8 飯塚 峻「学級担任の危機管理 A～Z」 図書文化社 1997
- 9 自殺防止対策有識者懇談会報告「自殺予防に向けての提言」 厚生労働省 2002
- 10 金吉晴也編(厚生労働省研究班編)「心的トラウマの理解とケア」 厚生労働省 2001
- 11 コーチン, ST. 著、村瀬孝雄監訳
「現代臨床心理学—クリニックとコミュニティにおける介入の原理—」 弘文堂 1980
- 12 久留一郎「PTSD—ポスト・トラウマティック・カウンセリング」 河台出版社 2003
- 13 ミッチェル, JT他著、高橋祥友訳「緊急事態ストレス・PTSD対応マニュアル」
金剛出版 2002
- 14 文部科学省「非常災害時における子どもの心のケアのために」＜改訂版＞ 2002
- 15 文部科学省初等中等教育局国際教育課「在外教育施設安全対策資料：心のケア編」 2003
- 16 西澤 哲「トラウマティック・ストレス
—PTSDおよびトラウマ反応の臨床と研究のすべて—」 誠信書房 2001
- 17 シェーンフェルド, DJ 他著、元村直樹監訳「学校危機への準備と対応」 誠信書房 2004
- 18 下園壮太「自殺の危機とカウンセリング」 金剛出版 2002
- 19 スタム, BH編、小西聖子他訳「二次的外傷性ストレス」 誠信書房 2003
- 20 総理府青少年対策本部編「子どもの自殺防止のための手引書」 大蔵省印刷局 1981
- 21 高橋祥友「自殺の心理学」 講談社現代新書 1997
- 22 高橋祥友「群発自殺」 中公新書 1998
- 23 高橋祥友「青少年のための自殺予防マニュアル」 金剛出版 1999
- 24 高橋祥友「自殺、そして遺された人々」 新興医学出版社 2003
- 25 富永良喜・高橋哲他「子ども版災害後ストレス反応尺度(PTSSC15)の作成と妥当性」
発達心理臨床研究 第8巻 2001
- 26 富永良喜「集団プログラムの変遷—ディブリーフィングからストレスマネジメントへ」
平成15年度兵庫県教育大学学長裁量経費研究報告書 2004
- 27 山本和郎「コミュニティ心理学」 東京大学出版会 1986
- 28 ユール, W他著、久留一郎訳「スクール・トラウマとその支援」 誠信書房 2001
- 29 上地安昭編著「教師のための学校危機対応実践マニュアル」 金子書房 2003
- 30 若林一美「自殺した子どもの親たち」 青弓社 2003

生命にかかわる事件・事故後の心のケア 第2版

－学校の危機対応と緊急支援の在り方－

平成18年3月 発行

編集・発行	東京都教育相談センター
郵便番号	153-8939
所在地	東京都目黒区目黒1-1-14
電話	03-5434-1984
+ファクシミリ	03-3493-2293